

受講にあたって厳守すべき事項

年度「 年度」 科目名「 」

1. 基本姿勢

- (1) 筑波大学日本語・日本文化学類で開設する上記科目の目的・主旨を積極的に受け止め、真面目な態度で調査・研究に励む。また、学生として品位ある行動を取る。
- (2) 授業実施期間中は、筑波大学の諸規則の他、担当教員の指示に従う。
- (3) 危機の自己管理を高めるため、本学及び本学類が定めた海外危機管理対応に従う。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理・感染症の予防対策については、本人の責任で行う。
- (2) 渡航前に、必ず海外旅行傷害保険等へ加入する。また保険加入後に保険証のコピーを学類長室に届ける。
- (3) 既往症がある場合は、申し出る。
- (4) 傷病・感染等により入院加療・隔離等の医療措置が必要となった場合は、速やかに担当教員に報告するとともに教員の指示に従う。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については本人が負担する。

3. すべての事故・事件の防止

- (1) 自分の身の安全は自分で守るという自覚と責任感を持つ。
- (2) 本人自身の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、すべての事故および事件に遭遇しないように注意し、万が一、事故および事件が生じた場合には、本人および保証人の責任で対応する。
- (3) 現地滞在中、滞在スケジュールの変更がある場合、担当教員に速やかに報告する。
- (4) 現地滞在中、外泊は認めない。
- (5) 危険な場所に立ち寄らない。

4. 入国・帰国

- (1) 現地への入国は、原則的に既定のスケジュールに従って行う。授業実施期間の開始以前に個人的に入国はしない。
- (2) 授業実施期間終了後は、原則的に既定のスケジュールに従い速やかに帰国する。現地での滞在期間の延長はしない。
- (3) 「日本語教育国際研修」の場合
 - ① 日本と現地の往復は、教員の随伴を伴わない。
 - ② 往復の旅程は、他の研修参加者と同じにすること。
 - ③ 現地到着後と日本に帰国後は、必ず日本側担当教員に連絡すること。

5. 渡航中止・滞在期間延長に関わる対処

- (1) テロや大規模災害、感染症流行拡大などの非常事態が発生し、危険であると大学が判断した場合は、渡航中止や滞在期間延長を勧告することがある。
- (2) 非常事態の発生、また学生本人に起因する原因により渡航中止となった場合、支払い済みの渡航費・保険代などについて、大学で弁済することはない。
- (3) 非常事態の発生、また学生本人に起因する原因により滞在期間延長となった場合、延泊などの諸費用について、大学で弁済することはない。

6. 保護者・保証人への連絡

- (1) 授業受講の了解を必ず取り、裏面の「誓約書」に署名・押印をしてもらう。
- (2) 「留学・研修届」を一部保護者へ渡すとともに、緊密な連絡を心がける。

7. 誓約書の提出

上記事項の遵守を誓約するため、裏面の「誓約書」に署名・押印の上、学類長室に提出する。

筑波大学日本語・日本文化学類
学 類 長 殿

誓 約 書

年 度 「 _____ 年度」
科目名 「 _____ 」

私は、上記の科目受講にあたり、「受講にあたって厳守すべき事項」の内容を理解し、厳守することを誓約いたします。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人氏名 _____ 印

学類・年次 _____ 学類 _____ 年

学籍番号 _____

住所 〒 _____

以上、保証いたします。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人氏名 _____ 印

住所 〒 _____

本人との関係 _____